

中央会からお知らせ

組合の健全な運営に向けて 定款に暴力団排除規定を追加しませんか？

「暴力団排除条例」がすべての都道府県で実施され、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきています。組合においても、反社会的勢力が組合員や役員となり、組合運営に関与することが決してないよう、組合の定款に暴力団排除規定を設けることができます。定款参考例として、組合員及び役員から暴力団を排除する旨の規定を、以下に示します。

まず、組合員の資格を規定する条文に第2項を追加します。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) ●●品の生産を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- (3) ●●●●

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

併せて、除名を規定する条文に第6号を追加し、該当する組合員は除名対象者になることを明記します。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員



また、役員についても暴力団関係者が就任することのないよう、役員の定数等の条文に第2項を追加します。

(役員の定数等)

第25条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 ●●人以上●●人以内
- (2) 監事 ●●人以上●●人以内

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。



定款への規定の導入により、①反社会的勢力が、総会において議決権・選挙権を行使することを阻止できる、②剰余金の配当が反社会的勢力の活動資金になることを防止できる、③反社会的勢力と決別していることを対外的に明らかにすることで、反社会的勢力の介入を事前に予防できる、等が期待されます。

定款変更をご希望の場合は、事前に本会担当者までお問合せ・ご相談いただきますようお願いいたします。